

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第94回）議事概要

1 日 時

平成31年3月28日（木）13時57分～14時59分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、三友 仁志、
山下 東子、吉田 裕美子

（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

（3）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、
山碕事業政策課長、佐伯市場評価企画官、大村料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、
藤田電気通信技術システム課長、安東電気通信技術システム課番号企画室長

（4）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信番号規則の制定等について【諮問第3113号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信番号規則の制定等、電気通信番号に関する制度を整備するため、諮問を受けたもの。

(2) 諮問事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 31 年度の接続料の改定等）について【諮問第 3 1 1 5 号】

審議の結果、本件について本部会において意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく接続約款の変更認可について諮問を受けたもの。

(3) 「諮問を要しない軽微な事項について」（平成 20 年 9 月 30 日 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号）の改定について

審議の結果、改定することが適当との部会決定を行った。

【内容】

電気通信番号計画に電気通信番号の指定等を行った事実を記載する場合、及び同計画に定める本人特定事項の確認方法を他法令の改正に伴い同様の内容とする場合については、電気通信番号計画の実質的な変更を伴うものではないことから、諮問を要しない軽微な事項として定めることとしたもの

(4) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策について

【内容】

平成 31 年度における N T T 東日本・西日本の基礎的電気通信役務に係る設備利用部分の費用の効率化の計画について、総務省より報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省 H P において公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：0 3 - 5 2 5 3 - 5 6 9 4

F A X：0 3 - 5 2 5 3 - 5 7 1 4

メー ル：ip-council@soumu. go. jp